## 熊本市議会質問実施要綱(平成27年議会要綱第2号)新旧対照表

改正後(案)	現行
第1条~第7条 (略)	第1条~第7条 (略)
(質問の回数等)	(質問の回数等)
第8条 議員は、1年(第2回定例会の開会日から翌年の第1回定例会の閉会	第8条 議員は、1年(第2回定例会の開会日から翌年の第1回定例会の閉会
日までの間をいう。) につき <b>2回まで</b> に限り一般質問をすることができる。	日までの間をいう。) につき <u>1回</u> に限り一般質問をすることができる。
【削る】	ただし、所属議員の数に応じて会派に配分される会派の枠内においては、こ
	<u>の限りでない。</u>
2 質問者の数は、1定例会につき <u>24人</u> を上限とする。	2 質問者の数は、1定例会につき 12人 を上限とする。
3 一般質問を実施する日数は、1定例会につき6日を上限とする。	3 同一の議員が、連続した定例会において一般質問をすることはできない。
4 1日当たりの質問者の数は、原則3人までとし、1定例会の質問者の数が	【新規】
18人を超えるときは、1日当たり4人までとすることができる。	
第9条・第10条 (略)	第9条・第10条 (略)
(質問時間)	(質問時間)
第11条 一般質問の質問時間(答弁を含む。)は、 <u>60分</u> 以内とする。	第11条 一般質問の質問時間(答弁を含む。)は、 <u>120分</u> 以内とする。
第12条~第16条 (略)	第12条~第16条 (略)
附則(略)	附則(略)

附則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。